

令和5年第9回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月7日(木) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 中山政俊	3番 平田菊典
4番 井手創一	5番 大場將夫	6番 山口正則
7番 白津知範	8番 石川利恵	9番 曲淵俊之
10番 古賀由紹	11番 宮崎太享	12番 山添 明
13番 袈裟丸一彦	14番 河上和則	15番 宮崎隆広
16番 能隅良子	17番 吉田 哲	18番 堤 正廣
19番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第43号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第44号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第45号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第46号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第47号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	樋田 敏史
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
巖木分室職員	竹巖 大紀
相知分室職員	井上 泰貴
肥前分室係長	西島 洋
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長 定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会は全員出席です。定足数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

それでは、ただいまより令和5年第9回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号10番古賀由紹委員、議席番号11番宮崎太享委員を指名いたします。それでは事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について5件、議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について3件、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について8件、議案第46号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について4件、議案第47号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について11件、計31件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただき

たいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第43号から第47号までの5議案31件でございます。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で949平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は共同住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予約通知書が提出されています。転用については許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大14センチメートルの盛土、最大99

センチメートルの切土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックおよび縁石を設置し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の排水設備を介して北側の道路側溝へ放流させる計画で、汚水も新設排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 10番古賀でございます。先日4日の日に東部調査会で現場の確認をさせていただきました。先ほど事務局から紹介がありましたように、資料図の1ページをご覧くださいと思いますが、周りは全部宅地に囲まれた所でございます。北側のほうに道路を挟んで畑が若干あります。既に資料図の1ページでいいますと左、西側になりますが、そちらも共同住宅になっているものでございます。そういう状況の中で、周辺農地への影響がないかということについては、特にそういうことは想定できないということで、やむを得ないだろうということでございました。ただ、調査をいたしました委員の中から、〇〇〇〇〇って、これ地目は何になっているのかっていうふうなお尋ねがありました。もし事務局のほうで把握

されているのであれば、ご紹介いただければと思っております。以上でございます。

議長 事務局のほうから説明をお願いします。

農地係・槻木 はい。地目は法務局が判断することなので、ちょっとうちのほうではわかりかねるところもあるんですけども、恐らく雑種地か宅地になるんじゃないかなと思っております。共同住宅と切っても切り離せないような関係であったら宅地になるのかなと私は思っております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。(古賀委員「はい。’)はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、畑2筆、面積は合計で3,771平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、キャンプ場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等につ

いては、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用について農地法の許可があることを知らずに〇〇〇年頃キャンプ場を設置され、営業されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、既に転用されており、今後も現状のまま利用される予定で、西および東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は敷地内の排水路を介して南側の河川へ流し、汚水は汲取りで対応されています。

隣接農地所有者から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員

はい。7番の白津知範です。4日の日に東部調査会全員で調査に〇〇まで上りました。もう現況がキャンプ場ということで整備をされております。転用のあれが下りとらんことを

知らなかったということでありますけれども、問題はないだろうということで意見が一致しましたので、皆さんのご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は570平方メートルです。現況は雑種地となっております。目的は、駐車場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに平成25年頃から隣地の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇用の駐車場に利用されており、そ

のことについての始末書が提出されています。なお賃借料が発生しており、金融機関の預金残高証明書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで現状のまま利用し、北側道路および宅地の一部より出入口とする計画です。宅地、現況道路の所有者より通行承諾書が添付されています。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側宅地の既存U字側溝へ放流する計画です。宅地所有者より排水承諾書が添付されています。

隣接農地所有者、区長および土木委員長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。6日の日に現地調査をいたしまして、ここはもう長い間車を放置したような状態でしたけど、だんだんと駐車場らしくなってきた、こういう結果になりました。皆さんも何も問題ないということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 2 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1 3 7 平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物(水路) 占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 7 0 センチメートル

の盛土を行い、整地し、西側は既存コンクリートブロックを利用、東、北、南側は新設して土留めを行い、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は東側水路へ流し、汚水は新設する排水設備を介して北西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員 失礼します。南部調査会14番河上です。8月31日に現地確認をいたしました。申請のあった場所については、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇に向かう途中の住宅地の一角にあります。周辺が既に住宅地でありまして、特段ほかに影響がおよぼすようなことはないだろうということで判断を下しました。よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は3,134平方メートルのうち、2,878.48平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、地域交流支援施設です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額補助金で、事業実施採択通知書および振込後の残高明細書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用する計画で、東側道路および北側の〇〇の〇〇地から出入口とする計画です。排水について、雨水は地下浸透および溜樹および新設排水設備を介して東側道路側溝へ流し、汚水は汲取りを計画されています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員

13番袈裟丸です。8月30日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。図面を見てもらうとわかるとおり、○○○という○○○○の○○の前とその周りの場所です。この場所は、少し小さな家庭菜園のような、交流するような場所等を以前少し行っておられたそうではありますが、今回の申請はここに県のほうから多額の資金をですよ、補助金をいただいているというような説明でありました。委員の方々からの意見といたしましては、どのような施設できるだろうかということで、やっぱり興味を持たれた方もおられましたが、この施設ができて周りの農地に支障があるようなことはないような状況であります。これにつきましては○○○さんの身内の方だと思います。そのへんのところは小さくわかりませんが、ここに施設ができて大きな建物等の施設ではありませんので、周りの農地に支障はないということはわかりました。委員の皆さん方からも特別意見が出ませんでしたので、皆さん方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、議案第 4 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 2 0 5 平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、倉庫および車庫です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 1 6 ページから 1 8 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに昭和 2 9 年頃、倉庫と車庫を建設して利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。排水については雨水のみで、

自然地下浸透および越流分は既存暗渠を通り、南側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 15番宮崎です。昨日6日に調査会で現地確認を行いました。農転許可申請をされていなかったということで転用申請されています。何も問題はないだろうということで、調査会では意見が一致しましたので、皆さんの慎重審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名お

よび申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は154平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の19ページから21ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については平成25年12月に周囲の農地について平成26年に許可を得て植林していましたが、申請地についても植林を行っていたため、申請もれとなり、始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

曲淵俊之委員 はい。9月5日に現地確認を行いました。現地は〇〇〇〇〇〇から更に〇〇のほうに〇〇分ほど入った林道沿いでございまして、同じ所有者の方が持つほかの原野等も含めまして

1反5畝ほど〇〇を植えてありまして、植えてから10年ということで立派な山林ができておりました。事情やむなしというふうに判断をしております。審議方よろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で535平方メートルです。現況は、宅地および残りが休耕地になっております。目的は窯および作業所です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の22ページから24ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに〇〇〇〇〇〇〇頃、登り窯と作業場として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側の宅地敷地を通り、出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は申請者の宅地敷地内に流れる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 13番袈裟丸です。この現場は〇〇〇〇〇から少し小高い上に上がった場所です。西部調査会といたしましては30日の日に現地を確認いたしました。この場所は数年前に空き地に続いた農地ということで申請があった場所で、その時このような場所をどうされるだろうかという考えを持っておりましたが、今回この現場を見に行きまして、図面でもわかるように、この部分は斜面になっておるように、登り窯方式でしょうかね、少し勾配が上にあるもんだけん、そこに窯を作っておられました。そいけん目的は初めから、土地を購入された時から窯を作るような地形の所をやっぱり探されていたんじゃないかなと思っておりまして。現場を見てもらい

ますとわかるように、周りは畑でありまして、全部荒れております。休耕地です。今回委員さんと見て回りまして、別に農地等に支障が出るような排水等はないだろうということでありましたので、皆さん方からは何の意見も出ませんでした。皆さんの審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集4ページ、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集5ページ、整理番号8番までの8件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の4ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が5件、賃借権に関する案件が3件の合計8件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから4ページをご覧ください。整理番号1番

から5番については調査書に記載しているとおおり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、整理番号6番から8番は、借受人が農地所有適格法人以外の法人でございますので、少し説明をいたします。(法人の詳細) …といった事業を行なう法人です。配付しております資料の4ページに本件の判断基準を記載しています。判断基準の2番で、借受人は農地所有適格法人以外の法人であるので、本則では許可はできませんが、農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合は、7番、8番、9番の要件を満たす案件には、借りる場合に限り許可できるとなっています。7番の第3項第1号、取得後の農地を適正に利用していないと認められる場合には、賃借権の解除をする旨の条件が契約において付されているかどうかという点は、賃貸借契約書に、貸し人は借り人が農地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借契約を解除することができるとの記載がなされています。次に8番の第3項第2号、地域の農業者と適切な役割分担の上に継続的安定的な農業経営ができるかという点は、その旨の誓約書が提出してあります。次に9番で法人の役員のうち1人以上が農業に常時従事することが要件でございますが、これについては記載しておりますとおおり、代表取締役が地域の調整等に当たるとしてあります。以上の7番から9番までの要件を本件は満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。再開を15時40分から再開をしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

15時30分 休憩

15時40分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 時間がまいりましたので、再開をしたいと思います。議案集6ページ、議案第46号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から4番までの4件について一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権

設定等促進事業の実施が必要と認められたので、市長に対し要請をするものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および申請する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は4件すべて賃借権です。面積は合計で7,575平方メートルです。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。具体的には、地域の担い手であること、農地を全部効率的に利用できること、農業に常時従事することというものです。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集7ページ、議案第47号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集10ページ、整理番号11番までの11件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。こちらも経過措置により、地域計画策定までの間は従来通りの手続きを行っております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、11件すべて賃借権です。面積は合計で48,855平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第43号5件、議案第44号3件、議案第45号8件、議案第46号4軒、議案第47号11件、計5議案31件は、いずれも原案どおり可決しました。皆さん方には長時間のご審議誠にありがとうございました。